

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	燃料プール冷却水浄化系ポンプ（A）軸受冷却水入口弁において、操作ハンドルの留めナットに外れが認められたため、当該ハンドルを修理	D	
2	3号機	所内ボイラ給水ポンプ（C）用電動機点検時、軸受部シャフト径の摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	D	
3	3号機	所内ボイラ重油噴燃ポンプ（B）用電動機点検時、軸受部シャフト径の摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	D	
4	3号機	気体廃棄物処理系「排ガス復水器水位異常」警報の発生が認められたため、対応検討	C	
5	4号機	復水脱塩装置用空気圧縮機冷却水出口ベント弁において、シートパス（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	5号機	所内ボイラ脱酸剤タンク水張り弁において、シートパス（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	6号機	排ガス系活性炭ホールドアップ装置制御盤において、「I系制御装置故障」の発生が認められたため、当該制御装置を点検・修理	C	
8	6号機	廃棄物処理系洗浄温水器復水入口圧力調整弁において、グラウンド部に水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	集中環境施設	補助ボイラ設備タイマーリレー点検時、接点抵抗値に管理値外れ（4個）が認められたため、当該タイマーリレーを交換	D	
10	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉大気汚染NOx自動分析計において、変圧器端子台の一部破損が認められたため、当該端子台を点検・修理	D	
11	集中環境施設	焼却炉排ガス放射線モニタ（B）の記録計において、出力信号不良が認められたため、当該モニタ回路を点検・修理	C	7月27日再審議にてグレード変更D→C
12	集中環境施設	固化系排気放射線モニタサンプルラック（B）内において、サンプルラックファンの不良が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
13	その他	モニタリングポスト（No. 8）局舎用エアコンの室外機において、動作不良が認められたため、当該室外機を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで